

黙示による包括的な同意事項について

個人情報保護法では、個人情報の取扱い事業者（当健康保険組合を含む）は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならないとされています。

ただし、個人情報の通常必要な利用目的のうち、加入者本人にとって利益となるもの、または事業者側の負担が膨大である上、明示的な同意を得るのが必ずしも本人にとって合理的であるとはいえないものについては、厚生労働省のガイドラインによって包括的な同意でよいこととなっています。

したがって、健康保険組合では、以下の事項について、包括的な同意とさせていただきますので、同意されない方につきましては、当健康保険組合の個人情報相談窓口までご連絡ください。

1. 高額療養費（高額な医療費が発生した場合の医療費の還付金）を本人の申請に基づかずに事業主経由で支給すること。
2. 傷病手当金等の現金による給付を事業主経由で支給すること。
3. 医療費通知（患者名、診療月、医療費、医療機関名等の受診通知）を世帯単位でまとめて行うこと。
4. 加入者への資格情報のお知らせ（個人番号の下4桁含む）を世帯単位でまとめて行うこと。